

合併公告

2026年1月19日

債権者 各位

大阪府守口市八雲東町一丁目21番23号

大阪スバル株式会社

代表取締役社長 上野 修

当社（以下「甲」という。）と京都スバル自動車株式会社（住所：京都府京都市南区吉祥院石原堂ノ後西町5番地）（以下「乙」という。）、滋賀スバル自動車株式会社（住所：滋賀県草津市野路四丁目7番2号）（以下「丙」という。）、兵庫スバル自動車株式会社（住所：兵庫県神戸市灘区岩屋中町二丁目2番7号）（以下「丁」という。）は、合併して、甲は乙、丙および丁の権利義務全部を承継して存続し、乙、丙および丁は解散することとしました。

本合併の効力発生日は、2026年4月1日であり、甲は会社法第796条第2項、乙、丙および丁は同第784条第1項に基づき、株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から1か月以内にお申し出ください。

なお、甲、乙、丙および丁の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) <https://osaka.kinki-subaru.jp/publicnotice>

(乙) <https://kyoto.kinki-subaru.jp/publicnotice>

(丙) <https://shiga.kinki-subaru.jp/publicnotice>

(丁) <https://hyogo.kinki-subaru.jp/publicnotice>

以上